

# 学校給食法の制定過程

— 1953・54 年国会議事録の分析 —

竹田 進吾

Legislative Process of the School Lunch Act:  
An Analysis of the Diet Records in 1953 and 1954

Shingo Takeda

## 要旨

本稿では、時期的変化と発言者の立場に注目して、「学校給食法」制定過程の国会審議を分析した。対象は 1953 年から法案成立時の 1954 年 5 月までとした。三つの学校給食法案の国会審議において基調となったのは、農林関係者を中心とした「食生活の改善」から要請されるどころの「学校給食法」法制化への動向であった。1953 年の風水害、不作により、さらに学校給食への期待が高まっていくのであるが、その内容は欠食児童対策であり、「食生活の改善」運動としてであった。しかし、文部関係者を中心とした学校給食の教育的価値を重視する動向がもう一方には存在し、これにより、三つの学校給食法案には教育的価値が目的等に記述されることとなったのである。

## キーワード

学校給食法、学校給食制度、国会審議、「食生活の改善」、現代日本

## はじめに

本稿では、敗戦後日本社会における学校給食法の制定過程を、国会審議に注目してその議事録を分析する。

明治期以来の学校給食を対象とした先行する歴史的研究<sup>1</sup>により、近現代日本における学校給食制度史の基本的動向は明らかになってきたといえる。しかし、学校給食に関する思想・制度・実態ともに、より緻密にかつ総合的に検討し直していく研究段階に来ていると考える。

そのうえでまず問題にしたいのは、学校給食制度

の核心といえる「学校給食法」（1954 年制定、法律第 160 号）である。この法律は、その後、改正されて現在に至っている。

「学校給食法」制定過程に関しては、野田・熊崎が『朝日新聞』記事をもとにして、1951・52・53 年の動向を概説している<sup>2</sup>。

また藤本は、学校給食費の保護者負担への関心から、「学校給食法」制定過程における国会審議を概括している<sup>3</sup>。しかし藤本の検討は、成立した学校給食法案を中心としたものであり、三つの法案のうち、1953 年 7 月 30 日に提出された学校給食法案（衆法第 54 号）関連の審議は、検討対象にも入ってい

ない。

さらに川越・鈴木は、1951年から54年の国会審議を概括している。その結果、「学校給食法」の制定時に重視されたことは、「目標として掲げられている理念の達成というよりも、日本国民の主食をパン食へと移行させるといった食生活の改善対策による合理化であった」<sup>4</sup>、「児童だけではなく国民全体を意味した食生活改善の役割が極めて大きかった」<sup>5</sup>と理解している。

そこから「わが国の学校給食法の制定には、当時のアメリカの経済状況が相俟って、余剰農産物の処理を目的とした政治的背景があった」<sup>6</sup>と理解して、「日本人の食生活習慣を欧米式に変革し、アメリカの食糧対策のターゲットを日本にすることが目的であった」<sup>7</sup>と歴史的に位置づけている。

川越・鈴木が、制定時に重視された考え方を「食生活」の改善であるとして、その具体的内容を米食からパン食への転換としているのは正しい。また、この「食生活の改善」が、日本政府等による日本の経済自立を求めた食糧政策からきていると理解して、その背後にアメリカの食糧政策を見て取るのも間違っていないであろう。

ただし、「アメリカの食糧対策のターゲットを日本にすることが目的であった」との断定は、結論を急ぎすぎているようで違和感が残る。本稿においてこのような問題に結論を出すつもりはないが、「食生活の改善」と「学校給食法」は、かぶらない部分もある。<sup>8</sup>その部分の検討が弱いと考える。

川越・鈴木の論考は、国会審議の概括であり詳細な分析とはいえない。国会審議の時期的変化の検討がなされていないし、文相・文部官僚・文部委員会議員（以下、文部関係者と記す―竹田注）、農林相・農林官僚・農林委員会議員（以下、農林関係者と記す―竹田注）、厚生相・厚生官僚・厚生委員会議員（以下、厚生関係者と記す―竹田注）、与党議員、野党議員という発言者の背景をなす要素も無視されている。

本稿においては、この時期的変化と発言者の立場に注目して、「学校給食法」制定過程の国会審議を

分析する。対象は1953年から法案成立時の1954年5月までとした。これは、「学校給食法」制定の前年1953年7月30日に、野党四派による学校給食法案が提出されていることと、1953年は水害・台風被害、冷害による不作があり、その学校給食への影響を考えなければならないためである。

## 1. 1953年国会議事録の分析(1)

ここでは1953年において、水害・台風被害、冷害による不作の影響が国会審議の学校給食論に出てくる前の状況を検討する。

この時期は、国会審議において農林関係者が中心となって、「食生活の改善」が強調されている。これは基本的に、日本の現在・将来の人口問題、経済問題、食糧問題対策として、「食生活の改善」を推進していこうとする立場である。人口増加を念頭に、いかに経済自立・食糧自給を達成していくかに頭を悩まし、その解決策の一環として国民に米食（粒食）から麦食（粉食）への転換を求めていくのである。

その際、大人はなかなか従来からの食習慣により麦食への転換ができないが、子どもは幼いため転換が可能であるとして、その実際の場を学校給食に見出すのである。

たとえば広川農林大臣は、「現在四億ドル以上の外貨を払い、しかも価格調整金を三百億以上使つて食糧を入れておるのでありますが（中略―竹田注）、これを食生活の改善をして転換をして行くということは非常に大事なことであります。そこで農林省は生活改善課を通し、あるいは食生活改善を主体とする学校給食等を考えて、子供のうちから粉食に転換すると同時に、乳製品等にたよることに仕向けて行こうと思つておるのであります」と発言している<sup>9</sup>。

前記した米食（粒食）から麦食（粉食）への転換は、輸入している高い外米を減らして安い小麦輸入を増やして、その差額を学校給食費に充てればよいという議論へと発展している<sup>10</sup>。

この時期の食生活の改善には、基本的に二つの意味が込められていた。たとえば日清製粉社長の正田

英三郎は、「(食生活の改善には二つの意味があり一竹田注)一つは経済的な食生活の改善、つまり国家なり個人なりが、最も安く同じ栄養分をとること、もう一つは栄養の向上、すなわち食生活の質的改善である」<sup>11</sup>と言う。

つまり、農林関係者が強調する「食生活の改善」は一つ目である。二つ目は、保健・栄養問題としての食生活の改善であり、これは国会審議においても比較的厚生関係者によって強調されていた。正田にしても製粉会社社長として立場的に当然なのだが、第一に出てくるのはやはり「国家経済に重要な位置を占めている輸入食糧問題」としての「食生活の改善」であった。最後に学校給食に期待を込めて文章を締めくくっている。

農林関係者が強調する「食生活の改善」から要請される学校給食論に対して、文部関係者は、学校給食は「教育の一環」であるという考え方から、教育的価値を強調している<sup>12</sup>。しかし、文部関係者ではあっても、以下に引用するように学校給食の目的が事実上、「教育の一環」としてよりも、農林関係者が強調する「食生活の改善」にあることは認めざるを得ない状態であった。

「従来ララ物資等によりまして国費の出費をまたず実施されていた時期とはかわりまして、従来の児童の体位の保全というような教育的観点からの学校給食から生活改善という考え方に建前が変った」<sup>13</sup>、「元来日本で学校給食が始つたのは、例の非常な食糧不足から始つたわけですが、それが教育の一環として必要であるということで、教育の一環としての給食という考え方でやつて来ておつたわけです。ところが今度は食生活の改善という面に切りかえられて、そのために文部省所管の予算が農林省の食生活改善費の方に移つた」<sup>14</sup>。

このような状態において、学校給食の教育的価値を重視する文部官僚ではあっても、「将来日本の国を背負つて立つ義務教育の児童に対して、まず粉食を奨励するという意味合いにおきましても、これは食生活の改善という意味が非常に大きい」<sup>15</sup>と認めざるを得なかったのである。前出の松本七郎文部委

員会理事は、2月28日時点において端的に、「(学校給食に関して一竹田注)全体の国の総合的な政策の面から言うと、教育面というものが軽んぜられる危険を今日の一般情勢では含んでおる」<sup>16</sup>と発言している。

## 2. 1953年国会議事録の分析(2)

このような状況において、日本列島社会を襲ったのが、水害、十三号台風被害、冷害による不作であった。たとえば水害は、6月25日から29日まで九州を中心としたもの、7月17・18日の和歌山県を中心としたもの、8月14・15日の京都辺を中心としたものがある。十三号台風は、9月25日に近畿地方を中心に被害をもたらした。

1953年の大規模災害を受けて、それを学校給食と関連させた発言が出てくるのは、7月4日の審議からである<sup>17</sup>。

この状況下、7月30日に野党四派による学校給食法案(衆法第54号)が提出されるのである。この法案内容にも、法案提出者の提案理由説明にも、質疑にも災害を意識した内容は見られない<sup>18</sup>。

学校給食法案については文部省も政府提案の希望があったのだが、予算の裏づけが取れず、提出できないでいた<sup>19</sup>。

提出された学校給食法案の内容<sup>20</sup>であるが、特色としては以下の4点を挙げられる。

第1に、第1条の法律の目的の中に「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、且つ、国民の食生活の改善に寄与するものである」とある通り、学校給食の価値に関して、「心身の健全な発達」と「食生活の改善」が並んでいるのだが、「心身の健全な発達」という教育的価値の方が先に出てくることである。

第2に、学校給食の対象に中学校生徒が含まれていることである(第2条)。現状は、基本的に小学校児童を対象としていた。

第3に、学校給食実施については学校設置者に、学校給食の普及・発達については国・地方公共団体

に、努力義務として規定されていることである（第4条）。

第4に、学校給食用食材として、小麦粉だけでなく、ミルクも国費の補助が明記されていることである（第5・6条）。現状は、基本的に小麦粉を二分の一国費で補助することのみであった<sup>21</sup>。

第5に、学校給食費の負担が困難な保護者（準要保護者）に対して、学校設置者が免除した場合、その費用を国費で補助するとしたことである（第10条）。現状ではこのような規定はなかった。

第1の特色だが、これは法案提出者から提案理由が以下のように説明されている。「学校給食は学童の体位向上、偏食防止、衛生並びに自立の精神の涵養、及び童心に貧富の差別を及ぼさないという配慮等、純教育目的より見ましても、教育の一環として重要な役割を演じている<sup>22</sup>」。

また、文部官僚は以下のように説明している。「この法案の目的は、やはり教育という面が重視されておりますので——もちろん食生活の改善という面もございますが、何と申しましても教育の面から考えております<sup>23</sup>」。

このように、農林関係者によって「食生活の改善」が強調されている状況下に提出された学校給食法案は、「教育の一環」としての学校給食が強調されたものであった。内容的には意欲的な法案であったといえる。しかし、この法案は審議未了となるのである。

冷害による米の不作による子どもたちの食生活の窮乏であるが、これは欠食児童<sup>24</sup>が発生したことから、学校給食に対して期待感が出てくる。たとえば、釘木亨弘参議院議員（文部委員会理事、自由党）は、「米の凶作対策という面からいつても、非常に学校給食というものは重要な解決策の一つじゃないか<sup>25</sup>」として、さらに「学校給食法」立法へと話を発展させるのである。

10月27日には、水害、台風被害、冷害による不作を受けて、「本年産米の不作に伴う食糧対策要領<sup>26</sup>」が閣議決定された。この中に、「都市及び農村を通じて、節米並びに麦食の普及増進運動を強力に

展開し、食生活の改善を一段と推進する」と出てくるように、米の不作によりさらなる「食生活の改善」推進が求められていた。

この動向は国会審議においても見られる。たとえば、三宅正一（右派社会党）は、「本年産米の不作に伴う食糧対策要領」をふまえて、食生活改善運動の必要を説いているのだが、結局、学校給食に話を展開させている<sup>27</sup>。

三宅は、輸入している高い外米を減らして安い小麦輸入を増やして、その差額を学校給食費に充てればよいという議論も展開していて、それを財源にして小学校児童だけではなく、中学校生徒をも学校給食の対象にしようと言う。こうして「子供の食嗜好の変化が、日本人を米食偏重から解放することになる」と言うのである。

このように、風水害、不作により、さらに学校給食への期待が高まっていくのであるが、その内容は欠食児童対策であり、「食生活の改善」運動としてであった。

12月15日には、衆議院本会議において、「食糧増産並びに国民食生活改善に関する決議案」が緊急動議として提出され、全会一致で可決された<sup>28</sup>。決議案には、「本年のまれなる凶作事情にかんがみ、食糧増産政策の徹底を期するとともに、国民食生活の改善を計り」とある。事項としては、「三 粉食の奨励」、「四 学校等給食の充実を計り国民一般の食生活改善を計ること」、「五 国民食改善の国民運動を行うこと」が出てくる。

決議案の趣旨弁明にも「今年は数十年の大凶作」だからこそ、「みずから進んで白米食を廃して雑穀食に移行」する必要があり、国民の麦食への転換の実際の場の一つとして、「学校等給食の充実」が叫ばれているのである。

このように、提出された学校給食法案の内容には、文部関係者による「心身の健全な発達」という教育的価値が重視される形で表現されていたのではあるが、審議未了となり、風水害、不作からくる学校給食への期待も、あくまで欠食児童対策と、「食生活の改善」から要請されたものであったといえる。

### 3. 1954年国会議事録の分析

1954年になると、文部省としても間違いなく学校給食法案を閣法として提出するという流れになっている。たとえば衆議院文部委員会では、大達文相みずから成案を急いでいるとして、農林関係者の言う「食生活の改善」をもっともとしつつも、「(学校給食用小麦の半額の予算が一竹田注) 食管会計にあるからといって、農林省関係の食糧、ただ主食改善という見地からだけ言うのではないのでありまして、文部省としましては、やはりこれを学校における教育の一助として推進をしたい」<sup>29</sup>と発言して、政府、農林関係者の主導する「食生活の改善」とは別に教育的価値を強調している。

この状況下、2月16日に提出されたのが永井純一郎ほかによる学校給食法案(参法第1号)<sup>30</sup>であった。法律の目的(第1条)には、学校給食の価値に関して、「心身の健全な発達」という教育的価値の方が先に出てくる形で、「心身の健全な発達」と「食生活の改善」が並んでいることに、学校給食法案(衆法第54号)と変わりはない。

学校給食法案(参法第1号)を、前年7月に提出された学校給食法案(衆法第54号)と比較してみると、以下のような特色がある。

第1に、「学校においては、学校給食を行わなければならない」(3条)と、努力義務規定ではなく、義務規定になっていることである。

第2に、学校給食の対象者に、小学校児童・中学校生徒(盲学校・ろう学校の児童・生徒を含む)に加えて、夜間課程を置く高等学校生徒と養護学校の児童・生徒が新たに入っていること(第2条)。また「幼児」が入っていること(第1・2条)。さらに「職員」も入っていることである。

第3に、「学校給食においては、主食は小麦粉を主たる原料として製造したパン類とし、副食は乾燥脱脂ミルク(以下「ミルク」という。)及びその他の食品とし」(第4条)とあるように、基準を法律で定めようとしたことである。これは「食生活の改善」を意識した内容である。

第4に、学校給食に必要な小麦粉・ミルクを国費負担としたことである(第5条)。基本的に無償とするものである。

第5に、前年7月提出学校給食法案(衆法第54号)同様、準要保護者に対して、学校給食費を学校設置者が免除した場合、その費用を国費で補助することである。

第6に、「学校には、栄養士及び必要な員数の学校給食の調理に従事する職員を置かなければならない」と、栄養士等を必置としていることである(第8条)。

かなり意欲的な法案であり、成立すれば画期的といえたが、予算的に大蔵省関係者を説得するのは困難な内容といえた。この議員立法法案の審議と並行して、4月8日、閣法として学校給食法案が提出審議されることになる。この学校給食法案(閣法第140号)<sup>31</sup>が5月30日に成立して、6月3日公布・施行されることになる<sup>32</sup>。

法律の目的(第1条)には、学校給食の価値に関して、「心身の健全な発達」という教育的価値の方が先に出てくる形で、「心身の健全な発達」と「食生活の改善」が並んでいることに、二つの学校給食法案と変わりはない。

この法案を前記二つの法案と比較しての特色は、以下の通りである<sup>33</sup>。

第1に、学校給食の目標(第2条)が新たにつけ加えられて記述されていることである。「教育の目的を実現するために」とあり、「一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと」、「二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと」、「三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」、「四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと」である。これが目標のすべてである。

全体として学校給食の教育的価値が強調された目標となっている。三は、いわゆる「食生活の改善」と、厚生関係者の強調する健康・栄養面といえる。四は、社会科的内容である。

この目標の内容は、『学校給食を中心とする学習

指導 昭和 27 年（1952）版』（文部省、1952 年）<sup>34</sup> という手引きの内容の系譜を引くものであると、文部官僚自身説明している<sup>35</sup>。

第 2 に、学校給食の対象者が「小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「小学校等」と総称する。）において、その児童に対して実施される給食をいう」とある通り、対象者が基本的に小学校児童だけに限定されていることである（第 3 条）。

第 3 に、学校給食実施については学校設置者に、学校給食の普及・発達については国・地方公共団体に、努力義務として規定されていることである（第 4・5 条）。現状は任意であるので、文部官僚は努力義務規定があることを、一步前進と考えていた<sup>36</sup>。

第 4 に、学校給食に必要な小麦粉とミルクのうち、小麦粉のみに国費の補助が入ることである（第 10 条）。

このように、学校給食法案（1954 年 2 月 16 日提出、参法第 1 号）の積極性はまったく消え去っている。それだけではなく、学校給食法案（1953 年 7 月 30 日提出、衆法第 54 号）にはあった、学校給食の対象に中学校生徒を含めること、学校給食用として小麦だけでなく、ミルクも国費で補助すること、学校給食費の負担が困難な保護者（準要保護者）に対して、学校設置者が免除した場合、その費用を国費で補助することもなくなっているのである。

## おわりに

従来、学校給食は、1946 年 12 月 11 日付「学校給食実施の普及奨励について」（文部次官・厚生次官・農林次官通達）、1952 年 3 月 29 日付「昭和 27 年度学校給食実施方針」（文部事務次官通達）によって示された実施方針などによって実質的には制度の基本が定められているような状況であった<sup>37</sup>。それが、「学校給食法」制定により、法的根拠が明確になったのは間違いない。

しかし、その実質的内容は、文部官僚が「大体现状の線に即しまして立案されております」<sup>38</sup> という通りであった。「予算の制約を受けてまことに残念

な法律案になつた」<sup>39</sup> ののである。大達文相みずから「予算の関係、国のほうの経費の支出というものはつきり義務として政府のほうで認めるという段階に行つておらんのですから、自然まあ幾らか生温いような法律であることは御覧の通りであります」<sup>40</sup> と説明している。

三つの学校給食法案の国会審議において基調となったのは、農林関係者を中心とした「食生活の改善」から要請されるどころの「学校給食法」法制化への動向であった。しかし、文部関係者を中心とした学校給食の教育的価値を重視する動向がもう一方には存在し、後者によって、三つの学校給食法案には教育的価値が目的・目標に記述されることとなったのである。

21 世紀となった現在の日本社会においても、学校給食をめぐる問題山積である。家庭間の経済格差からくる子どもの貧困が深刻になり、学校給食がそのような状況への対策として期待されてもいる。この他、給食費未納問題、学校給食調理の「合理化」問題、食の乱れ、食の安全問題等である。

これらと関係した先駆的議論が、1953・54 年の国会審議においてなされていたのである。現在においても、学校給食制度史上の画期である、「学校給食法」制定前後の議論に耳を傾ける価値はあると考える。ただし、本稿で審議内容を、これらの現在的問題意識から積極的に検討するということはできなかった。

また、本稿における国会審議の分析は、「学校給食法」成立時までとしたが、1954 年 2 月 16 日に提出された、永井純一郎ほかによる学校給食法案（参法第 1 号）は、学校給食法案（閣法第 140 号）成立以降も、審議が継続している。この検討も今後の課題としたい。

## （注）

- 1 丹羽壮一・片山信・服部イク・水野喜久男・深見みゑ・小野真知子『愛知県学校給食史 栄養改善の源流』（第一出版、1971 年）、萩原弘道「1

- 章 戦前の学校給食史」「2章 戦後の学校給食史」(『実践講座 学校給食』第1巻 歴史と現状、名著編纂会、1987年)、小島しのぶ『学校給食変遷史』(大学教育出版、1993年)、下林博孝「学校給食のあゆみと歴史的意義―「学校給食法」制定まで―」(『岐阜県歴史資料館報』第20号、1997年)、野田満智子、熊崎稔子「第二次世界大戦後の学校給食の動向―サンフランシスコ講和条約締結から学校給食法制定までの時期を中心として―」(『愛知教育大学研究報告』第50輯(芸術・保健体育・家政・技術科学・創作編)、2001年)、藤本典裕「学校給食費負担に関する一考察」(『東洋大学文学部紀要』第60集 教育学科編、2007年)、藤澤宏樹「就学援助制度成立過程の一断面―学校給食法における就学援助規定の成立―」(『大阪経大論集』第61巻第3号、2010年)、川越有見子・鈴木一憲「学校給食制度の役割と効果1―戦後の学校給食法制定までの経過について―」(『西南女学院大学紀要』Vol.18、2014年)。このうち藤澤論考は、「学校給食法」制定過程に関して、三つの法案を、法の目的と就学援助規定に注目して検討している。
- 2 注1 野田・熊崎論考。
  - 3 注1 藤本論考。
  - 4 注1 川越・鈴木論考 135 頁。
  - 5 注1 川越・鈴木論考 135 頁。
  - 6 注1 川越・鈴木論考 136 頁。
  - 7 注1 川越・鈴木論考 136 頁。
  - 8 当然のことながら、川越・鈴木も制定時「学校給食法」の内容に、学校給食の教育的価値が記述されていることは理解している。
  - 9 「第十五回国会 衆議院予算委員会第四分科会議録第二号」(1953年2月26日)9頁。
  - 10 「第十六回国会 衆議院会議録第十号」(官報号外、1953年6月19日)120頁における田中久雄(改進黨)の発言。
  - 11 正田英三郎「食生活の改善について」(『経団連月報』第1巻第4号、1953年4月25日)7頁。
  - 12 「第十五回国会 衆議院予算委員会会議録第二十六号」(1953年2月20日)4頁、「第十五回国会 参議院予算委員会会議録第三十号」(1953年3月6日)13頁における岡野文相の発言等。
  - 13 「第十五回国会 衆議院文部委員会会議録第八号」(1953年2月6日)2頁における文部事務官西田剛の発言。
  - 14 「第十五回国会 衆議院文部委員会会議録第十二号」(1953年2月28日)5頁における松本七郎理事(右派社会党)の発言。
  - 15 「第十五回国会 衆議院文部委員会会議録第十二号」(1953年2月28日)5頁における文部事務官近藤直人政府委員の発言。
  - 16 「第十五回国会 衆議院文部委員会会議録第十二号」6頁における松本七郎の発言。
  - 17 「第十六回国会 衆議院水害地緊急対策特別委員会会議録第四号」7頁における文部事務官近藤直人政府委員の発言。学校給食用の倉庫内ミルクが水害で被害を被っているとの内容である。
  - 18 「第十六回国会 衆議院文部委員会会議録第二十三号」(1953年8月5日)1~5頁。
  - 19 「第十六回国会 衆議院文部委員会会議録第二十三号」(1953年8月5日)3頁における福井勇文部政務次官の発言。
  - 20 「第十六回国会 衆議院文部委員会会議録第二十三号」(1953年8月5日)1~2頁。
  - 21 そのほか、脱脂粉乳の購入資金利子補給金も農林省で計上されている。
  - 22 「第十六回国会 衆議院文部委員会会議録第二十三号」(1953年8月5日)3頁における田中久雄理事(改進黨)の説明。
  - 23 「第十六回国会 衆議院文部委員会会議録第二十三号」(1953年8月5日)17頁における文部事務官近藤直人政府委員の発言。
  - 24 「第十九回国会 参議院厚生委員会国民生活改善に関する小委員会会議録第一号」(1954年2月18日)7頁における参考人塩沢常信(東京都小学校P・T・A協議会会長、全国学校給食推進協議会会長)は、意見を述べるなかで「子供の弁当の紛失とか、いわゆる途中で奪うというような恐

- るべき問題が随所に出てくる状況」と、風水害、冷害以降の欠食児童増加に関して発言している。
- 25 「参議院文部委員会（第十六回国会継続）会議録第二号」（1953年10月27日）7頁。
- 26 食糧庁食糧管理史編集室、統計研究会食糧管理史研究委員会編『食糧管理史』V制度篇・各論（下）（統計研究会、1958年）367～368頁。
- 27 「第十七回国会 衆議院予算委員会会議録第二号」（1953年11月1日）18～20頁。
- 28 「第十九回国会 衆議院会議録第二号」（官報号外、1953年12月15日）9～10頁。
- 29 「第十九回国会 衆議院文部委員会会議録第三号」（1954年2月13日）8頁。
- 30 「第十九回国会 参議院文部委員会会議録第三号」（1954年2月18日）30～31頁。
- 31 「第十九回国会 衆議院文部委員会厚生委員会連合審査会議録第一号」（1954年5月10日）1～2頁。
- 32 制定当時の「学校給食法」概説としては、「学校給食法の概要」（『教育委員会月報』第6巻第2号、文部省、1954年、岩倉武嗣担当）、茂木専枝「学校給食法の施行と今後に期待するもの」（『家庭科教育』第28巻第9号、家政教育社、1954年）等がある。
- 33 注1 藤本論考137～139頁でも、二つの学校給食法案（1954年2月16日提出の参法第1号と1954年4月8日提出の閣法第140号）が比較されている。
- 34 この手引きについては、布川和恵「教育課程における学校給食指導の変遷」（『現代社会文化研究』第59号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2014年）を参照。
- 35 注32「学校給食法の概要」11～12頁、注32 茂木「学校給食法の施行と今後に期待するもの」36頁。茂木は当時、学校給食課の技官であった。
- 36 注32「学校給食法の概要」12頁で、「従来、全く任意であったのを、一步を進めて設置者に対し給食を実施するようその努力を期待し、強く学校給食を奨励する意図を明らかにしている」と学校給食課長みずから説明している。
- 37 注32「学校給食法の概要」11頁、注32 茂木「学校給食法の施行と今後に期待するもの」35～36頁。
- 38 「第十九回国会 衆議院文部委員会厚生委員会連合審査会議録第一号」（1954年5月10日）8頁における近藤直人政府委員の発言。
- 39 「第十九回国会 衆議院文部委員会厚生委員会連合審査会議録第一号」（1954年5月10日）11頁における田中久雄理事の発言。
- 40 「第十九回国会 参議院文部委員会会議録第三十八号」（1954年5月29日）3頁。

（たけだ しんご）小田原短期大学